

# SOFTIC

## NEWS

～事務局だより～

財団法人 ソフトウェア情報センター

### 目 次

1. SOFTICセミナー開催報告及びご案内…………… 1	8. プログラム著作物登録のPR…………… 8
2. 平成14年度事業報告及び収支決算報告…………… 2	9. 山地専務理事ご挨拶 …………… 9
3. 調査研究報告書等の紹介（調査研究部）…………… 4	10. 「ソフトウェア特許情報センター」の事務所移転の お知らせ …………… 11
4. ソフトウェアの知的財産権入門講座のご案内…………… 6	11. 新規賛助会員のご紹介 …………… 11
5. 理事会・評議員会開催報告…………… 6	12. 寄稿 …………… 12
6. 海外往来状況…………… 7	
7. プログラム著作物登録の申請件数…………… 8	

## 1. SOFTICセミナー開催報告及び第12回SOFTIC国際シンポジウム開催のご案内

○SOFTICセミナー「オープンソースソフトウェアの動向と法的問題」開催報告

開催日：2003年6月20日(金) 13:30～16:30

会 場：弁護士会館 講堂「クレオ」A

講 師：【動向】 比屋根一雄氏  
(三菱総合研究所)

【法的問題】 岡村 久道氏 弁護士  
(岡村・堀・中道法律事務所)

参加数：150名

本セミナーでは、電子政府などの議論の場でも話題に挙げられているオープンソースソフトウェアについて、その最近の動向を比屋根氏さらに法的な問題を岡村弁護士に解説を行って頂きました。今後、GPLなどのライセンス問題に直面すると思われる弁護士の方を始め、オープンソースソフトウェアをビジネスとして採用しようとしている企業の方など、大勢の方に参加いただき、活発な質疑応答がなされました。

○第12回国際シンポジウム開催のご案内

第12回SOFTIC国際シンポジウムを下記のように開催する。プログラム、パネリスト等詳細が決まり次第お知らせします。

・開催日：平成15年11月19日(水) 9:00～17:30

・会 場：東京プリンスホテル2F  
「マグノリアホール」(東京都港区芝公園3-3-1)

・テーマ：オープンソースソフトウェアビジネスと法的問題ーリナックス、トロン等ー

・参加料：正規料金(予定)  
賛助会員 25,000円 一般 35,000円  
早期割引料金  
賛助会員 20,000円 一般 30,000円



## 2. 平成14年度事業報告及び収支決算報告

### I 事業活動

平成15年6月17日(火)に開催された理事会及び評議員会において、当財団の平成14年度の事業報告及び収支決算が承認された。事業報告及び収支決算の概要は次の通り。

#### 1. ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

##### (1)国際シンポジウム

平成14年11月15日、東京プリンスホテル2階「プロビデンスホール」にて、「IT時代の紛争解決メカニズム—ADRへの期待」をテーマとする国際シンポジウムを開催した。

参加者は、モデレーター、スピーカー及びパネリストを含め、142名であった。

##### (2)ソフトウェア等の法的保護に関する調査研究及び情報提供

###### ①ソフトウェア関連の判例研究

「ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究委員会」(委員長：三木茂弁護士)において、データベース、ファイル交換ソフトウェア、ソフトウェアの表示画面等に関する著作権侵害事件を取り上げ、それらの保護範囲及び違法コピー事件に関する損害賠償等の検討を行った。

###### ②ソフトウェア関連特許に関する研究

「ソフトウェア関連特許に関する調査研究委員会」(委員長：中山信弘 東京大学教授)では、平成14年4月に改正された特許法の改正内容を踏まえ、ソフトウェア関連の特許事件判例を材料に、それらのケースにおける間接侵害、ネットワークを介した場合の特許侵害の成否等、ソフトウェア関連特許の権利行使の問題についての検討を行った。

###### ③デジタルコンテンツの権利処理についての研究

「デジタルコンテンツの権利処理と契約に関する調査研究委員会」(委員長：野村豊弘 学習院大学教授)において、画像、キャラクター等のコンテンツの利用又は流通についての契約について検討し、また、氏名・肖像や物のパブリシティの権利について、

現行法制上どのように考えられているか等について検討を行った。

###### ④海外調査

本年度は、スイスで開催されたWIPO(世界知的所有権機関)会議及び米国で開催された5件の会議に調査員を派遣して、海外におけるソフトウェア等の権利保護、国際知的財産権法と政策、セキュリティとプライバシーに関する情報収集、実態調査等を行った。

###### ⑤情報の提供

最近話題となっている著作権関連判例、トピックの要約等をSOFTIC Law News (SLN)として発行するとともに、内外の関連誌のトピックを紹介する「知的財産権問題関連入手資料ご案内」を毎月発行した。

###### ⑥ソフトウェアの知的財産権入門講座の開催

ソフトウェアの知的財産権に関する基礎的な知識を習得することを目的とするAコース及び専門的な知識を習得することを目的とするBコースに加え、短期間に主要な内容を習得するための短期コースを設け、入門講座を開講した。受講者数は3コース合計で54名であった。

###### ⑦セミナー

平成14年度は、次の2件のセミナーを開催した。  
＜SOFTICセミナー「電子商取引等に関する準則」の解説＞

○日 時：平成14年5月14日(火)14：00～17：00

○会 場：虎ノ門パストラル本館8階「しらかば」

○講師：西江 昭博 経済産業省 商務情報政策局  
情報経済課 課長補佐

池谷香次郎 経済産業省 商務情報政策局

情報経済課 権利保護係長

○参加者数：83名

＜SOFTICセミナー「特許法の一部改正と実務へのインパクト」＞

○日 時：平成14年7月1日(月)13：00～17：00

○会 場：虎ノ門パストラル本館1階「葵」

○講 師：広実郁郎

特許庁 工業所有権制度改正審議室長  
水谷直樹 弁護士  
(水谷法律特許事務所)、SOFTIC特別研究員  
谷 義一 弁理士(谷・阿部特許事務所)  
(モデレーター) 則近憲佑 SOFTIC専務理事

○参加者数：101名

(3)ソフトウェアの法的保護に関する請負調査

①オープンソースソフトウェアのライセンス契約問題に関する調査

オープンソースソフトウェアのライセンス契約の現状把握及び法的問題の整理・検討を行い、オープンソースソフトウェアのライセンス契約に関する考え方・対処方法を示した。

②ソフトウェアの政府調達における権利帰属のあり方に関する調査

ソフトウェア開発の政府調達における知的財産権の権利帰属の望ましいあり方について、調査を行った。

2. ソフトウェア・プロダクトに関する普及啓発及び調査研究

(1)ソフトウェア・プロダクト流通促進事業

①ソフトウェア関連情報の提供

事務局に閲覧室を設置し、当財団が実施した各種調査研究の成果物をはじめ内外のソフトウェア関連資料を整理拡充し、広く一般の利用に供するとともに、インターネットを利用した情報の提供を行った。

②ソフトウェア・プロダクトの表彰

ソフトウェア・プロダクトの開発意欲を高め、市場の活性化を図る事を目的に毎年表彰制度を実施している。第14回「ソフトウェア・プロダクト・オブ・ザ・イヤー2002」について平成14年4月より募集を行い、選定委員会(委員長：鶴沢昌和青山学院大学名誉教授)において、応募プロダクトを審査選定し、平成14年10月に表彰を行なった。

下記の4部門6プロダクトが選定された。

A. システム分野(1件)

Data Spiderシリーズ(株式会社アプレッソ)

B. ビジネス・アプリケーション分野(1件)

多次元高速集計レポートングツール Dr. Sum  
(翼システム株式会社)

C. エンジニアリング分野(1件)

Caelum XXen(株式会社トヨタケーラム)

D. ソーシャル/ライフ分野(3件)

UC-win/Road(株式会社フォーラムエイト)

Fine Speech(株式会社アニモ)

Live Creator Ver.3(株式会社レイル)

③汎用プログラム開発準備金、ソフトウェア高度化税制に係る登録受付等

情報処理振興事業協会(IPA)の委託を受け、年4回の新規登録受付をはじめ、延長、変更等の業務および準備金利用状況調査を実施した。

(2)ソフトウェア・エスクロウ制度の普及とエージェント業務の実施

ソフトウェア・エスクロウ・エージェントとして、ソフトウェア・エスクロウ制度の普及に努め、数多くの問い合わせを受けた。本年度の成約件数は18件(うち新規契約が6件)であった。18件のうち、12件が海外との取引であった。

(3)ソフトウェア仲裁機関業務の実施

ソフトウェア取引に関する紛争解決手段の一つとして、仲裁制度が注目されている。平成14年度は、韓国、台湾、中国、シンガポール、英国及び米国の各国におけるADR(裁判外紛争解決)の実態について調査を行った。

(4)ソフトウェアの利用契約に関する調査研究

「ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究委員会」(委員長：吉田正夫弁護士)を設置し、ソフトウェアの開発委託契約に関し対象ソフトウェアの不具合が瑕疵に該当するか否か、シュリンクラップ契約違反か否か等に関する判例を検討材料として、ソフトウェア契約における法的及び契約上の諸問題について検討した。

3. ソフトウェア関連技術の動向に係る情報の収集

(1)非特許文献の収集

コンピュータソフトウェアデータベース検討委員会(委員長：相澤英孝早稲田大学アジア太平洋研究センター教授)を平成9年度以降引き続き設置、開催(3回/年)し、同委員会の審議を経て、平成14年度、非特許文献を「8,528冊」収集した。

(2)解析及び電子化情報の作成

非特許文献ないしはそこからCSDB構築に必要な抽出が行われた記事に対し、検索キー(「CSターム」)

の付与、フリーワードの抽出、抄録の作成を行い、平成14年度、それら一次文献情報を含めた電子化情報を「37,922件」作成した。

#### 4. プログラムの著作物に関する登録事務

「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、プログラムの著作物の登録事務を行った。また、関係者への制度の説明、登録された情報に関する官報公示、登録年報の発行及び検索サービス等の情報提供を行った。また、プログラム登録の申請に必要な提出資料であるプログラムの著作物の複製物の電子媒体化について、検討の準備を行った。

平成14年度総申請件数は、577件であった。登録の種類別にみると、第一発行年月日等の登録が昨年度より若干減少しているが、その他の登録は増加している。この結果、総申請件数は、昨年度より111件の増加となった。

#### ○収支決算（概要）

平成14年度総収入は、8億7千216万円、総支出は8億7千405万円、総収支差額は189万円のマイナスであった。前期繰越金は1億6千972万円であったので、次期繰越収支差額は1億6千783万円となった。

一般会計の当期の収入は、2億645万円で、予算より1千92万円の増加となった。これは、運営強化資金の一部である有価証券売却収入や特定預金取崩収入が計上されたことによる。他方、支出については、運営強化資金の運用に伴う有価証券購入等の支出、ソフトウェア等の権利保護に関する調査研究や国際シンポジウムについて当初想定した事業規模を下回ったため減少し、また、管理費は、経費節減と受託事業に伴う振り替えによる減少があったものの、役職員給与手当の中に退職金支出が計上された関係で若干の増加となった。さらに、登録事業特別会計への繰出金支出を加えて、当期の支出は、2億1千377万円であった。この結果、当期の収支は、732万円のマイナスとなった。

登録事業特別会計の収入は、3千76万円で、予算よりも144万円減収であった。また、当期の支出については3千20万円と予算より200万円下回った。この結果、当期の収支は、56万円のプラスとなった。

ソフト特許特別会計の収入は、6億3千495万円で、予算より301万円の減収となった。また、当期の支出は6億3千8万円で、予算より788万円減少した。この結果、当期の収支は、487万円のプラスとなった。

### 3. 調査研究報告書等の紹介

(1)ソフトウェア関連判例の最新動向-平成14年度版-  
今年度の権利保護委員会は、下記5件の判例を採り上げ評釈及び議論を行い、その成果を報告書としてまとめた。

・新築分譲マンションDB事件、中間判決（2002年2月）

データベース事業の著作物性を立証して救済を受けた。

・公共土木設計積算システム事件（2002年4月）

元社員が他社で作成した類似ソフトウェアにつき争われた。

・LEC事件（2001年5月）

アプリケーション・ソフトウェアの著作権侵害立証のための証拠保全の実際、損害額算定の考え

方が示された。

・ファイルログ事件、決定（（2002年4月）

Napster類似のP2P事業につき、日本の裁判所の判断が示された。

・サイボウズ事件（2002年9月）

グループウェアの類似性が争われた。

(2)「ソフトウェア関連特許に関する調査研究—平成14年度—」

本書は、ソフトウェア関連特許に関する侵害事件判例について、それぞれの争いとなったクレームの解釈、権利範囲等について検討した結果をまとめたものである。取り上げた主なものは以下のとおり。

・Menashe Business Mercantile v. William Hill

Organization事件（2002年3月15日 英国高等法院特許裁判所判決）

「リモート端末を有するコンピューター化された会話型ゲームシステム」（99.10.27 EPO第06257600）の特許に対して、被告は当該システムのホストコンピューターを国外に設置して国内にプログラムを提供したケース。裁判所は、国外にサーバーがあることは、侵害の抗弁とはならないと判断した。

・オムロン対名古屋電気工業事件（H14.4.25 大阪地裁）

「実装基板検査位置生成装置および方法」（平成8年8月9日登録）について争われた事例で、裁判所は、対象物に別の用途があったとしても、特許を侵害する態様での使用を予定していたものであるかぎり間接侵害に該当するとして、「のみ」の要件を広く適用し、差止及び損害賠償を認め、更に、共同不法行為についても認めた。

・カードリーダー事件（H14.9.26 最高裁）

原告の米国特許「FM信号復調装置」に基づき、被告の日本における米国向け製品（カードリーダー）の製造及び米国への輸出の差止及び損害賠償請求について争われた。

裁判所は、差止請求について、準拠法は米国特許法とすべきである。しかし、米国特許法の域外適用条項は、わが国法例第33条の公序に反するので、これを適用しないとした（全員一致）。また、損害賠償請求については、不法行為と性質決定し準拠法は米国特許法とし、しかし被告の行為に、わが国法例第11条2項によって米国特許法の規定を適用することはできないとした。（反対意見あり）

(3)「デジタルコンテンツの契約及びパブリシティに関する調査研究」

本報告書は、画像、キャラクター等のコンテンツの利用又は流通について、どのような契約が行われ、どのような問題があるかについて、契約例を参考に検討を行い、また、氏名・肖像や物の経済的価値についてのパブリシティの権利について、現行法制上どのように考えられているか等について検討を行った成果を報告書としてまとめたものである。主

な内容は以下のとおり。

- ・デジタルアーカイブの権利と契約について
- ・コンテンツ流通と契約について
- ・標識法としてのパブリシティ権
- ・いわゆる物のパブリシティ権
- ・TVアニメのキャラクター・エージェンシー契約

(4)ソフトウェア契約関連判例に関する調査研究報告書

ソフト開発にまつわる契約問題を中心に、在職中に作成したプログラムを、退職後納入先から直接発注を受けて改造した事例、ソフトのセット商品を小売店がばら売りにした行為がライセンス契約侵害に当たらないとされた米国判例など計6件を取り上げて検討を行い、とりまとめた。主な内容は以下のとおり。

・コンピュータソフトウェア代金請求事件、前渡金返還請求反訴事件（平成3年2月22日東京地方裁判所（昭62（ワ）第473号、昭62（ワ）第4869号）

プログラムを開発するという契約につきその内容・授受のあった金銭の性質（前渡金か否か）・契約変更の合意が有無などにつき争われた事件。本契約は請負であるとして原告請求はいずれも棄却された。

・有限会社大和電機製作所 著作権侵害損害賠償請求事件（平成12年12月26日大阪地方裁判所（平成10年（ワ）第10259号）

プログラムの職務著作と翻案権の侵害に関する事例。原告の元従業員である被告が本件プログラムを不正取得の上改変し取引先に納入し複製権と翻案権を侵害したとして損害賠償を請求・認められた。

・Softman Products Company, LLC v. Adobe Systems Inc. ; et al（2001年10月19日カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所）

ソフト安値販売ウェブサイトと通じてソフト製品を販売する販売業者が、ソフト開発者の教育用セット商品をばらばらにして安売りにしたことについて、当該ソフトウェア取引を売買契約と認め、一次譲渡による権利の消尽（ファーストセールドクトリン）を認めた事例。

## 4. ソフトウェアの知的財産権入門講座のご案内

本講座は、第二東京弁護士会の継続研修として認定されています。

平成15年度 ソフトウェアの知的財産権入門講座 受付中！

○期間：各コースの表に記載。時間：午後1時30分から4時30分（休憩・質疑応答含む）

○場所：紀尾井町剛堂会館ビル 会議室（スクール形式）

### ■短期集中コース（会員4万円、一般6万円）

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	10月21日(火)	ソフトウェアと企業法務 ：著作権、契約等	大野 幸夫 (新潟大学教授)
第2回	10月22日(水)	ソフトウェアと特許 ：制度の概要、特許取得の方法、企業としての取り組み等	岩本 康隆 (弁護士)
第3回	10月23日(木)	ソフトウェアと契約 ：使用許諾、開発委託等	小倉 秀夫 (弁護士)
第4回	10月24日(金)	ソフトウェア取引と独占禁止法 ：不公正取引、ガイドライン等	石田 英遠 (弁護士)

### ■定員：49名（先着順）Bコース（会員6万円、一般10万円）

	開催日	講義タイトル	講師（敬称略）
第1回	2004年 1月14日(水)	ソフトウェアの著作権侵害事例 ：主な日米の判例の解説を中心に	梶山 敬士 (弁護士)
第2回	1月28日(水)	ソフトウェア契約をめぐる法的トラブル ：各種ソフトウェア取引のトラブル事例の法的検討	吉田 正夫 (弁護士)
第3回	2月12日(木)	ソフトウェア特許の侵害論 ：ビジネス方法特許、ネットワークの利用と権利侵害等	水谷 直樹 (弁護士)
第4回	2月25日(水)	不正競争防止法の解説 ：営業秘密、技術的制限手段等	小川 憲久 (弁護士)
第5回	3月10日(水)	関連する諸問題 ：知的財産権と独占禁止法	大澤 恒夫 (弁護士)
第6回	3月17日(水)	パブリシティの権利 ：氏名、肖像、物及び契約	龍村 全 (弁護士)

## 5. 理事会及び評議員会開催報告

平成15年6月17日（火）に、理事32名の出席のもとに第1回通常理事会並びに評議員32名の出席のもとに第1回評議員会を評議員38名の出席のもとに第2回評議員会が開催されました。議事の概要は次のとおりです。

(1)第1号議案「理事長、専務理事及び常務理事の互選」のうち、理事長の互選について則近理事から

説明があり、審議の結果、全員異議なく安西邦夫理事を理事長に再任した。

安西理事長から挨拶があり、以下、安西理事長が議長として議事を進めた。

専務理事及び常務理事の互選について則近理事から説明があり、審議の結果、全員異議なく次のとおり選任した。

専務理事 則近 憲佑

(ただし、平成15年6月30日まで)

専務理事 山地 克郎

(ただし、平成15年7月1日より)

常務理事 田原 昭之 (再任)

常務理事 主代 静義 (再任)

常務理事 橋爪 邦隆 (再任)

- (2)第2号議案「評議員の委嘱」について則近専務理事から、全評議員の任期が満了すること及び別紙2の委嘱する評議員候補者について説明した後、審議の結果、全員異議なく承認可決した。
- (3)第3号議案「顧問の推薦」について則近専務理事から、全顧問の任期が満了すること並びに「久保庭 信一」及び「則近 憲佑」(ただし、平成15年7月1日より)の2名を顧問に推薦することを説明した後、審議の結果、全員異議なく承認可決した。
- (4)第4号議案「平成14年度事業報告及び収支決算」について則近専務理事から説明があり、監事を代表して羽山監事から事業報告書、収支決算書及び

財産目録について本財団の状況を正しく示している旨の報告があり、審議の結果、全員異議なく「平成14年度事業報告書、収支決算書及び財産目録」を原案どおり承認可決した。また、平成14年度の収支差額167,834,708円全額を翌年度(平成15年度)に繰り越すことを全員異議なく承認可決した。

- (5)第5号議案「平成15年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金の受入」について則近専務理事から本財団が平成15年度自転車等機械工業振興事業に関する補助金として6項目49,477,000円(自己負担分を含めた総事業費87,060,000円)を受け入れる旨の説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決した。
- (6)来賓を代表して、経済産業省 商務情報政策局情報処理振興課長 嶋田 隆氏、文化庁 長官官房著作権課長 岡本 薫氏及び特許庁 総務部電子情報管理室長 小林 明氏から挨拶があった。

## 6. 海外往来状況

○日程：2003年4月23日～4月27日

派遣先：米国・ニューヨーク

派遣者：(財)ソフトウェア情報センター

調査研究部長 柳沢茂樹

目的：フォーダム法科大学「国際知的財産権法と政策に関する第11回年次会議」出席

内容：各国の知的財産権法に関与する学者、裁判官、官僚、弁護士・弁理士が一堂に会し、特許、著作権、商標、その他のセッションに分かれてそれぞれの最近のトピックについて紹介し議論する会議であり、日本からは片山弁護士、一橋大学の浅見助教授、特許庁制度改正審議室の横島課長補佐が日本の特許法を紹介するセッションに参加された。

最近米国最高裁が却下したEldred事件(著作権保護期間延長は違憲と訴えた)についても議論されたが、議論に参加した学者はこぞって判決に反対であった。

○日程：2003年6月24日～6月29日

派遣先：スイス・ジュネーブ

派遣者：(財)ソフトウェア情報センター

調査研究部長 柳沢茂樹

目的：第9回WIPO著作権および関連権利に関する常設委員会出席

内容：非独創的なデータベースの保護については毎回議題になっていたが、各国のコンセンサスが得られず進展が無かった。今回エジプト、セネガル、ブラジル等が今後の議題から外すことを提案したが、議長判断により、次々回(2004年春)の議題に残すこととなった。当分の間WIPOの場でコンセンサスに達することはないと思われる。

永らく議論していた放送事業者の保護についておおよそのコンセンサスが得られ、本年9月のWIPO総会に報告され、そこで2004年に外交官会議を開くかどうか決定されることになった。次回(本年11

月)に条約案を集約し、すべてがうまく行けば、2004年第1四半期に外交官会議の準備会議が開催されることになる。(なお、米国等が推進しているインターネッ

ト放送業者を保護対象に含める件については反対が多く、今後の検討課題とされた。)

## 7. プログラム著作物登録の申請件数

財団法人ソフトウェア情報センター  
平成15年6月30日現在

### 1. 登録の種類別申請件数

登録の種類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	(*) H15	累計
創作年月日の登録	473	456	521	531	510	542	554	505	489	501	441	372	360	321	369	438	64	7,447
第一発行年月日等の登録	26	14	17	5	4	9	5	12	2	11	9	8	16	15	7	3	1	164
実名の登録	4	1	1	1	1	1	1	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	18
著作権の登録	30	28	42	36	38	48	42	52	41	50	55	96	99	128	90	136	45	1,056
著作権譲渡	30	28	41	35	27	44	40	49	38	43	44	71	59	72	35	67	25	748
(根) 質権の設定・抹消・変更	0	0	1	1	0	2	2	2	3	6	8	20	28	47	37	38	8	203
変更・更正	0	0	0	0	11	2	0	1	0	1	1	3	6	9	18	29	12	93
嘱託(譲渡・差押等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	0	2	0	12
合計(*)	533	499	581	573	553	600	602	572	532	562	505	476	475	469	466	577	110	8,685

### 2. プログラム分類別申請件数

分類/年度	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	(*) H15	累計
システムプログラム	154	100	173	179	111	122	101	112	86	89	91	75	57	38	50	38	4	1,580
汎用アプリケーションプログラム	140	156	192	196	193	176	210	172	198	168	166	125	90	100	81	108	24	2,495
特定用途向アプリケーションプログラム	227	234	213	184	228	281	276	258	236	279	218	215	253	223	270	321	54	3,970
合計(*)	521	490	578	559	532	579	587	542	520	536	475	415	400	361	401	467	82	8,045

(\*1) 平成15年度は、4月～6月の件数です。

(\*2) プログラム分類別申請件数では同一プログラムに係る申請を1件として計算しているため、登録の種類別申請件数の計とプログラム分類別申請件数の計は異なる値となる。

## 8. プログラム著作物の登録制度のご案内

当財団は「著作権法」の特例法である「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」に基づき、文化庁長官から指定を受けた「指定登録機関」としてプログラムの著作物の登録を実施しております。また、登録内容について、登録事項記載書類の交付、官報への公示、年報の発行、検索サービス等を行っております。

登録の種類及び効果は次のとおりです。

### 【1. 創作年月日の登録】 (法第76条の2)

- ・プログラム著作物の創作年月日(プログラムが完成した日)を登録するものです。
- ・公表、未公表にかかわらず登録できます。ただし、この登録を受けるためには、創作後6ヶ月以内に申請しなければなりません。



- ・作者のみ申請することができます。

効果：登録した年月日に創作があったものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

【2. 第一発行年月日の登録 又は 第一公表年月日の登録】（法第76条）

- ・発行（公表）された著作物について、その第一発行（公表）年月日を登録するものです。
- ・古いプログラムでも販売や、公衆送信（あるいは送信可能化）されていれば登録できます。
- ・著作権者又は無名、変名（ペンネーム等）で公表された著作物の発行者が申請できます。

効果：登録した年月日に第一発行（公表）されたものと推定され、関連紛争処理を有利に進めるのに役立ちます。

【3. 著作権の登録】（法第77条）

- ・著作権に関する権利の変動を登録するものです。
- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することはできません。
- ・登録権利者及び登録義務者が共同で申請します。ただし、登録義務者の承諾書が添付されているときは、登録権利者だけで単独申請できます。

効果：譲渡契約により著作権の移転があった場合や著作権を目的とする質権設定契約が行われた場合に、登録をすることによって第三者対抗要件が得られます。また、登録することによりプログラム著作物を担保として融資が受け易くなります。

【4. 実名の登録】（法第75条）

- ・無名又は変名で公表された著作物について、その著作者の実名を登録します。
- ・現にその著作権を有するかどうかに関らず実名の登録を受けることができます。
- ・著作者又は著作者の遺言により指定された者が申請できます。

効果：実名が登録された者はその著作物の著作者と推定されます。著作者が個人の場合は、登録をすることによって、保護期間が死後50年に延長されます。

★プログラム著作物の登録に関するお問い合わせやご質問は、登録部までお願いいたします。

TEL：03-3437-3071 FAX：03-3437-3398

UPL：http://www.softic.or.jp/

E-mail：touroku@softic.or.jp

## 9. 山地専務理事ご挨拶



財団法人ソフトウェア情報センター  
専務理事 山地克郎

昭和38（1963）年に大学（理工学部 数学科）を卒業すると、直ちにサラリーマンになった。仕事はコンピュータのソフトウェアだった。デー

タ・ロガー（降雨量やダムの水位等のデータを収集するコンピュータを含む装置）を皮切りに、プロセス制御用コンピュータを経験し、大型汎用コンピュータのベーシック・ソフトウェアの開発を長く担当した。

それらの経験の中での思い出は、「ALGOLコンパイラを、1人で開発したこと（後半の大型商用汎用コンピュータの時代では、1つのコンパイラを100人超の規模で開発していた）」、「当時の日本最大の大型汎用コンピュータ用の、日本初の本格的TSS（Time Sharing System）の開発を担当したこと」、「大型商用汎用コンピュータの制御プログラム（ジョブ管理、データ管理、通信制御プログラム）の開発を担当したこと」等である。

コンピュータ関係の仕事をして25年間経験した後、著作権と特許を中心とした法務・知的財産権関係の職場に移った。法律については、全くの素人であった

ので、随分と勉強させられた。

しかし、OJT (On the Job Training) ではあるが、5年、10年と経つ内に、少しずつではあるが理解できるような気がしてきたと思う。特に、特許法は奥が深いと感じている。

学べば学ぶ程、まだ先があることが分かり、これは、自分の年齢との戦いであることを理解した。また、特許制度は非常に多くの手間と費用がかかる重たい制度であることも実感した。

法律の勉強の他に、多くのライセンス交渉と、多くの紛争(調停、仲裁、訴訟、米国ITCでの争い、等)を経験できたのは、今となっては幸いであったと思っている。著作権についての思い出は、何と言っても、IBM互換の汎用コンピュータに関する紛争(仲裁)であった。

自分は1985. 1から本件に参画したが、ここで、「著作権とは何か」、「仲裁は、どのように行われるのか」、「米国の弁護士の特質」等の多くを学ぶことができた。また、本件とは別ではあるが、1973年頃から「ネットワーク・アーキテクチャ」という言葉と概念が流行り、本件でも先頭を走る米国IBMさんが断然強く、同社の提唱するSNA (Systems Network Architecture ; 1974年発表) によって世界が席卷されてしまうのではないかと、という懸念を、日本、欧州、米国のかなりの人たちが抱いたものである。その結果、各国とも、当時ISO (International Organization of Standardization) が検討していたOSI (Open Systems Interconnection ; 1984年にISO及びCCITT (現ITU-T) 規格になった) 以外に解はないという結論になり、我々は、通産省(現、経済省) に足繁く通い、推進組織の設立等の陳情をしたものである。

そのような状況の中で誕生したINTAP (Interoperability Technology Association for Information Processing Japan : 財団法人 情報処理相互運用技術協会 ; 1985.12設立) の運営委員を、先月に辞任はしたが、10年以上も勤めることになったのも良い思い出の1つである。

特許の交渉、訴訟の中では、何とんでも米国TI (Texas Instruments) 社との半導体の特許ライセンスに関する争いが思い出深い。自分はTI社との契約更改交渉から参画し、交渉難航の後、1件の特許

(Kilby275日本特許) を除外して、包括的クロスライセンス契約を締結し、その翌日 (1991. 7. 19) に、東京地裁に「損害賠償請求権不存在確認訴訟」を提起した。

相手も同日に「特許侵害による差し止め請求(仮処分)」を申請した。東京地裁 (1994. 8. 31判決)、東京高裁 (1997. 9. 10判決)、最高裁 (2000. 4. 11上告棄却) まで行き、約10年を要したが、確認訴訟と侵害訴訟の場で、「特許無効の蓋然性が高く、権利乱用であり、権利行使は許されない」という「大審院の判例を変更する」法的に大きな意味のある判決を得た。

これが、現在、多くの議論を呼んでいる「紛争の1回的解決の検討」のトリガーとなった。

自分にとっては、知財に関しては、米国IBMさんとTIさんが先生であり、この両社から非常に多くのことを学んだ。このような、40年に渡るサラリーマン経験の後に、SOFTICで更なる知財関係の仕事の場を与えていただいたことには、非常に感慨深いものがある。

SOFTICとは、かなり以前から、いろいろな関わりの方があった。この数年、理事も務めていたし、プロダクト・オブ・ザ・イヤーの受賞式には、ほぼ毎年、出席していた。自分が勤めていた元の会社からは、SOFTICへの出向者も多い。また、4人の先生(楢山、吉田、水谷、小川弁護士) には、委員会、研究会、勉強会などの場で、多くを教えていただいたことを感謝している。

SOFTICの10周年記念誌にも寄稿し、書いたことではあるが、第4回SOFTIC国際シンポジウム(平成5年11月) において「マルチメディア」についての基調講演をさせていただいたことが記憶に残っている。また、昨年のシンポジウムでは、「ユーザーの立場から見たADR」というテーマで話をする機会をいただいた。今後のことについては、民間企業も、この10年間程は大変な苦勞を強いられてきたが、公益法人にとっても、特に財政的に難しい時代にあると認識している。

取り敢えずの検討課題として、以下の2つを考えている。

・CSDBを外部公開するための著作権の権利処理。  
どうすれば、少しでも広い許諾を頂けるか。

・プログラム著作物登録業務における媒体を、電磁気/光等を用いた媒体(CD-R、DVD-RAM、MO等)に変更する問題。媒体種類(記録の寿命の問題、等)、記録形式(将来における互換性、再現可能性問題)等に関連して、数十年間の時間経過に耐える機器/媒体や記録形式の選択等は、技術の進歩が激しい故に、慎重な検討を要する問題であるが、是非とも実現さ

せたいテーマの1つである。

しかし、いずれにせよ、従来の仕事の内容とやり方の見直し/工夫と、新たな仕事への挑戦と知恵出しが求められている。この苦境を乗り切るために、少しでもお役に立つよう貢献策を考え、悔いのない第二の人生を送りたいと念じている。

## 10. 「ソフトウェア特許情報センター」の事務所移転のお知らせ

特許庁の先行技術調査に用いるコンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築に向けて、その文献(非特許文献)の収集、解析(検索キー付与、フリーワード抽出、抄録作成)、電子化情報作成業務を所掌している当財団の附属機関「ソフトウェア特許情報センター」は、これまでの事務所(「郵政互助会琴平ビル」)のスペースが狭隘になったことから、本年6月30日、事務所を下記のとおり移転いたしました。事務所移転にあたりまして、関係者の方々からは、いろいろとご助言、お力添えをいただきましてありがとうございました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

お陰様で、移転作業を無事に完了することができ、新事務所での業務の立ち上げも極めて順調に行われ、現在は、職員一同、心新たに業務に取り組んでいるところです。

今後も、コンピュータソフトウェアデータベース(CSDB)構築協力事業につきましては、なお一層の

ご指導ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、新事務所は、愛宕山の真ん前に位置していますので比較的解りやすいところかと思われま

す。こちらのほうへお出かけの際は是非お立ち寄りいただければ幸いです。

(記)

事務所移転先

「ソフトウェア特許情報センター」

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目16番11号

「西新橋東急ビル」14階

電話番号：03-3431-2271、FAX：03-3431-2275

(Eメールアドレスの変更はありません)

営団地下鉄銀座線

「虎ノ門」駅より徒歩9分

営団地下鉄日比谷線

「神谷町」駅より徒歩6分

都営地下鉄三田線

「御成門」駅より徒歩6分

## 11. 新規賛助会員のご案内

マイクロソフト株式会社

住 所 〒151-8533東京都渋谷区笹塚1-50-1  
笹塚NAビル

TEL 03-5454-8000

代 表 者 代表取締役 阿多親市

入会年月日 平成15年6月4日

## 12. 寄稿「アジア諸国の法整備支援に関与して」

SOFTIC国際シンポジウム実行委員会委員長  
学習院大学 常務理事・法学部教授 野村 豊弘

数年前から日本のODAとして、カンボジアやヴェトナムなどにおける法整備支援が行われている。私もその中で民法の制定あるいは改正作業に加わっている。このような法整備支援は、日本のみならず多くの先進国が途上国に対して行っており、その動きについて、学問的にも注目されるようになり、比較法学会ではシンポジウムに取り上げられるに至っている。

私自身、これまでも、法制審議会などにおいて日本における立法の準備作業にも関与してきたが、カンボジアの民法制定のようにほとんどゼロから出発して、大きな法典を完成させようというのは初めての経験である。そこで、どのような基本的理念に立脚して条文案を起草するかということがいつも心に重くのしかかっている。受け入れる国にとって最も望ましい条文案を起草することが重要であることはいままでもない。しかし、どのような法制度が望ましいのかが必ずしも明確ではないのである。その主な理由は次のように考えられる。第1に、現地における従来の法制度（カンボジア、ヴェトナムでは宗主国であったフランス法の影響を受けていた）、慣行などが十分に明らかになっていないことである。

このような準備作業にあまり時間をかけることはできない状況にある。第2に、受け入れる国の法的な知識の水準（法曹のみならず国民一般を含めて）が必ずしも十分ではなく、あまり精緻な法制度は機能しないと思われることである。第3に、民法以外の周辺の法律について、他の先進国が援助をしている場合には、それとの調整も必要になることである。とくにアメリカ法との調整は重要な課題である。これらの点を考慮しながら、日本民法（現行民法のみならず、フランス人であるボアソナードの起草した旧民法も大いに参考になる）、ドイツ民法、フランス民法などを参考にしながら、条文案を考えている。

このような作業過程で、明治時代の日本の法律家の偉大さに感心するばかりである。欧米の法律家の力を借りたとはいえ、日本人が主体的に、それまで文化的にほとんど知らなかった西欧の法制度を短期間に継受し、法律制度を整備したのである。当時の立法に関する資料を読んでも、当時の日本の法律家が西欧法を正確に理解していたことがわかる。アジアの諸国に明治時代の日本のような自立性を期待するのは無理であろう。したがって、日本が受け入れ国の法整備に援助することは国際的にもその責務であるといつてよいであろう。いずれにせよ、日本の援助によって整備された法制度が受け入れる国に根付くことを期待している。

### SOFTIC賛助会員へのおさそい

当財団では、幅広く各層からご支援をいただき、諸事業の展開を図っておりますが、今後より一層の拡充、強化するため、賛助会員を募集しております。  
お知り合いの法人・個人の方々をぜひおさそい下さい。

資料請求は事務局まで

SOFTIC NEWS 2003年7月 (No.36)  
発行 財団法人ソフトウェア情報センター  
SOFTWARE INFORMATION CENTER (SOFTiC)  
発行人 山地 克郎  
問い合わせ先 事務局 橋爪、島崎  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL (03) 3437-3071 FAX (03) 3437-3398  
Web Site <http://www.softic.or.jp/> E-mail: [staff@softic.or.jp](mailto:staff@softic.or.jp)